

【用語の説明】

農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業</p> <table data-bbox="466 495 917 958"> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td> <td>15 a</td> </tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td> <td>350 m²</td> </tr> <tr> <td>③果樹栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>④露地花き栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>⑤施設花き栽培面積</td> <td>250 m²</td> </tr> <tr> <td>⑥搾乳牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>⑦肥育牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>⑧豚飼養頭数</td> <td>15 頭</td> </tr> <tr> <td>⑨採卵鶏飼養羽数</td> <td>150 羽</td> </tr> <tr> <td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td> <td>1,000 羽</td> </tr> </table> <p>⑪その他 調査期日前 1 年間ににおける農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模</p> <p>(3) 権原に基づいて育林または伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。）</p>	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
①露地野菜作付面積	15 a																				
②施設野菜栽培面積	350 m ²																				
③果樹栽培面積	10 a																				
④露地花き栽培面積	10 a																				
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																				
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																				
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																				
⑧豚飼養頭数	15 頭																				
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																				
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																				
農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																				
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																				
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。																				
主業経営体	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。																				
準主業経営体	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。																				
副業的経営体	調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。																				
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。																				

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
経営耕地	<p>調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。</p> <p>経営耕地の取扱い方</p> <p>(1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地(借入耕地)とした。</p> <p>(2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地(借入耕地)とした。</p> <p>(3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。</p> <p>(4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。</p> <p>(5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地(借り受けた側の経営耕地)とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地(借入耕地)とした。</p> <p>(6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地(借入耕地)とした。</p> <p>(7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。</p> <p>(8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作(出作)している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。</p>

経営耕地	<p>耕地の取扱い方</p> <p>(1) 耕地面積には、けい畔を含めた。</p> <p>(2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。</p> <p>(3) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。</p> <p>(4) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。</p> <p>(5) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。</p>
農産物販売金額	<p>自ら生産した農産物を販売した場合、自ら生産した農産物を自らが又は共同で営む農業生産関連事業（加工品の製造、農家民宿、農家レストラン等）における原料として使用した場合に、肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、農業生産関連事業における原料として使用した場合は、原料農作物の見積額とした。</p> <p>自給部分の見積金額は含まない。</p> <p>集落営農に参加しており、そこで生産した農産物の販売権等が集落営農側にある場合は、その農産物の販売金額は含まない。</p> <p>観光農園を営んでいる場合の入園（入場）料（入園料で農産物を一定量収穫させる場合のみ）は、農産物販売金額に含む。</p>
保有山林	<p>林業経営体自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。</p>